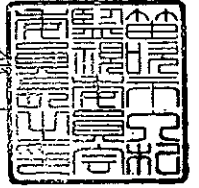


平成 29 年 6 月 1 日

笛吹市長 山下 政樹 様

笛吹市入札監視委員会  
委員長 清田 嘉一



再苦情申立申請にかかる答申について

平成 29 年 4 月 12 日づけ、笛管第 4-24 号により諮問のありましたこのことについて、笛吹市入札監視委員会設置要綱第 2 条第 3 号に基づき審議を行った結果、別紙のとおり審議結果を答申いたします。

## 答申文

### 第1 委員会としての結論

██████████（以下「申立人」という。）から申請のあった再苦情申立については、理由がないものと思料する。

### 第2 再苦情申立ての内容

本再苦情申立は、笛吹市（以下「発注機関」）が発注した「██████████側道設計・測量・用地補償業務委託（██████████）」（以下「本件業務」という。）において、申立人の落札候補が不適格になったことに対する再苦情である。

再苦情に申立書に記載する申立人の主張の要旨は、

1. 本件業務は、用地測量及び用地調査業務を一括で発注する方式をとり、特定の業者に落札させる為に、国の補償コンサルタント登録規程における部門登録（物件部門）の条件をつけて、少なくとも3回以上発注され当社の落札権利が奪われた。
2. 本件業務の補償対象物件は、葡萄園であり立竹木及び生産設備の数量が計上されている。立竹木の算定については、関東地区用地対策連絡協議会基準の補償単価を掛算で計算するものであり、国の補償コンサルタント登録規程による部門登録（物件部門）のある者で無ければならない必要は全くない。また、生産設備については、工事影響範囲外の全く関係ない残地部分の数量を計上しているとともに、関東地区用地対策連絡協議会基準の無い生産設備の補償は、県・市独自の単価を用いればよいことであり、国の補償コンサルタント登録規程による部門登録は必要ない。
3. 当社が入札に参加できるか出来ないかにより、落札価格に差が生じることを、発注機関は認識しながら、本件業務の入札条件を設定し、特定の業者に落札させたことは、官製談合である。

### 第3 再苦情申立に対する発注機関の説明

申立人の主張に対する発注機関の説明の要旨は次のとおり

1. 本件の対象路線は、国庫補助金を一部の財源としている。その為、道路用地取得により生じる損失の補償については、国が示す「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に留意し、適正な算定を図る必要がある。補償業務は、あわせて発注されている設計・測量業務と同等の業務量であり、円滑な業務の遂行と適正な補償算定を行うには、国の補償コンサルタント登録規程に基づく、補償コンサルタントの登録を有する者を本件の入札参加要件としたものである。なお、発注が数回に分かれたことについて

ては、道路線形の見直しや地域の意見を取り入れる中で発注したものであり、事業を進める上で必要が生じたからである。

2. 1でも記載したとおり、特に関東地区用地対策連絡協議会基準に載っていない補償算定については、補償コンサルタント登録規程による補償コンサルタントの登録を有する者の実務経験により、専門的に算定される必要がある。また、ぶどう棚や灌水施設の生産設備については、用地取得範囲以外であっても、影響を受ける部分についての数量を計上した。
3. 測量業務全般の落札率が低いことの認識はあるものの、一概に他の業種との比較はできない。

#### 第4 委員会の判断

申立人の主張について

- 1・2 入札参加資格に補償コンサルタント登録規程における部門登録（物件部門）とした発注機関の判断には、合理的な理由があり、特に裁量権の逸脱及び濫用があったとは認められない。
- 3 落札価格の差については、本委員会の判断することではない。